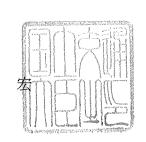
国海員第114号 平成27年7月22日

交通政策審議会

会長淺野正一郎殿

国土交通大臣 太田昭



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第55条第5項の規定に基づき、 下記事項について諮問する。

記

諮問第225号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法 第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
三光汽船株式会社	東京都港区六本木三丁目1番1号	1